

審査請求書の記載要領

1 審査請求書の作成方法

審査請求書は、この記載要領と請求書の注意等をよく読んで記入漏れ、誤記のないよう作成してください。

2 各欄の記入方法

○ 「請求人」欄

この審査請求を行う方の氏名（ふりがな）を記入してください。

○ 「代理人」欄

審査請求は、当人でなくても代理人をもって行うことができます。代理人が審査請求をする場合は、代理人が氏名（ふりがな）を記入してください。

代理人に委任しない場合は記入しないでください。

○ 「被保険者もしくは被保険者であった者」欄

被保険者もしくは被保険者であった者の住所、氏名（ふりがな）、生年月日等を記入し、記号及び番号欄は、年金の場合は基礎年金番号を、健康保険の場合は健康保険証の記号番号を記入してください。

○ 「給付を受けるべき者」欄

被保険者が死亡した場合のみ、記入してください。

○ 「原処分者」欄

障害年金や傷病手当金の不支給決定となった処分（決定）をした保険者をいいます。決定通知書を見て記入してください。

年金の場合は 所在地 東京都

名 称 厚生労働大臣

健康保険の場合は 所在地 ○○県○○市○○町○ー○○

名 称 全国健康保険協会○○支部長

○ 「原処分があったことを知った日」欄

あなたが今回の決定となった処分（決定）を知った日を記入してください。

○ 「審査請求の趣旨及び理由」欄

あなたが、どんな処分を受けたので不服申立てをするのか、その理由及び社会保険審査官にどういう決定をしてもらいたい（目的）を、なるべく詳しく具体的に記入してください。

〈例1〉障害年金を請求したが、障害程度に該当しないとして、不支給決定された。これには不服であり、○級以上の障害年金を支給してもらいたい。理由は、○○・・・○○の様な障害が続いているためである。

〈例2〉障害年金を請求したが、障害等級3級として支給決定された。これには不服であり、2級以上の障害年金を支給してもらいたい。理由は、○○・・・○○の様な障害が続いているためである。

〈例3〉2級の障害基礎年金を受けていたが、診断書を出したら障害程度が軽くなったとして、支給停止された。これには不服であり、元どおり2級の障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由は、〇〇・・〇〇の様な障害が続き、この程度は以前と全く変わらないため。

〈例4〉2級の障害基礎年金と障害厚生年金を受けていたが、診断書を出したら障害程度が軽くなったとして、障害基礎年金が支給停止され、障害厚生年金は3級に減額された。これには不服であり、元どおり2級の障害基礎年金と障害厚生年金を支給してもらいたい。

理由は、〇〇・・〇〇の様な障害が続き、この程度は以前と全く変わらないため。

〈例5〉傷病手当金の請求をしたら、療養のため労務不能とは認められないとして、不支給決定されたが、〇〇・・〇〇のような症状が続いており、仕事ができる状態にはないので、傷病手当金を支給してもらいたい。

〈例6〉傷病手当金の請求をしたら、1年6ヶ月の支給期間満了として不支給決定された。

しかし、今回の傷病は、いったん治癒して令和〇年〇月頃に再発したものであるから、傷病手当金を支給してもらいたい。

〈例7〉上記以外の場合

〇〇・・〇〇の請求をしたら、〇〇・・〇〇の決定通知が届いた。

これには不服であり、〇〇・・〇〇してもらいたい。(←目的を明確に)

理由は、〇〇・・〇〇であるから。

○ 「添付資料」欄

今回、保険者から通知のあった決定通知書以外に、この不服申立てに関し、文書や物件を証拠として提出する場合は、それらの名前等を列記し、添付してください。

決定通知書(写)は添付が必須のため、記入する必要はありません。

○ 「委任状」欄

「代理人」欄を記入したときは、この欄も必ず記入してください。

この欄には、審査請求人及び代理人の双方の氏名を記入してください。また、委任日も記入してください。

3 提出先

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎北館4階
四国厚生支局社会保険審査官室